

個人情報の誤送信事案の発生について

館林保健福祉事務所において、次のとおり個人情報を誤送信する事案が発生しました。今後、このようなことがないよう、管理・監督を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

本年7月8日、職員が感染症発生届をファクシミリ送信する際、本来の送信先の他、誤って他所にも送信したものの。

なお、誤送信した感染症発生届は、既に館林保健福祉事務所により回収済みで、個人情報の不正利用はない。

2 誤送信した個人情報

感染症法に基づく疾患に罹患した事実、氏名、性別、生年月日、診断時の年齢、職業、住所、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、感染原因・経路、感染地域

3 経緯

- 7月 8日（火） 職員がA氏の感染症発生届をB施設へファクシミリ送信。同日、B施設が受領した。
- 7月11日（金） C施設からA氏の感染症発生届が届いている旨の連絡が入り、B施設への送信時、誤ってC施設にも送信していた事実を確認。館林保健福祉事務所職員がC施設を訪問し、A氏の感染症発生届を回収した。また、館林保健福祉事務所に来所されたA氏に直接謝罪した。

4 再発防止策

館林保健福祉事務所に対し、改めて以下について指導を行った。

- ・事前確認の徹底や複数人による確認など、作業フローやチェック体制の見直しを行うこと
- ・セキュリティ対策を講じたインターネットの活用など、情報伝達の代替手段を検討すること
- ・研修等を通じて、改めて個人情報に関する正しい理解の促進と知識の習得を図ること
- ・個人情報を厳正に管理するとともに、情報セキュリティ対策を徹底すること